



山形県公報

令和元年10月15日（火）
第47号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…609
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 都市計画の変更……………（都市計画課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…610

告 示

山形県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和元年10月15日から同月29日まで縦覧に供する。
 令和元年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡高畠町大字中里字中里297番1から 同 泉岡字天神森1038番まで	旧	36.0メートル } 17.8	メートル 328
同 上	新	36.0メートル } 15.9	同 上

山形県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和元年10月15日から同月29日まで縦覧に供する。
 令和元年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字中里字中里297番1から
同 泉岡字天神森1038番まで
- 3 供用開始の期日 令和元年10月17日

山形県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。
 令和元年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 白鷹都市計画道路
- (2) 名 称 3・4・1号菖蒲思川線、3・4・2号十王熊野宮線、3・4・3号荒砥鮎貝線、3・4・6号荒砥十王線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 3・4・1号菖蒲思川線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 西置賜郡白鷹町大字菖蒲字北田、字中嶋二、字中嶋一、字上の台一、字道合、字荒砥川端地内
西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字落合一地内
 - (2) 3・4・2号十王熊野宮線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 西置賜郡白鷹町大字十王字山王南地内
 - (3) 3・4・3号荒砥鮎貝線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字七反二地内
 - (4) 3・4・6号荒砥十王線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字七反二、字油田、字油田二、字神明堂、字稻荷林、字大師田、字一本杉、字落合二、字石那田地内
西置賜郡白鷹町十王字正部道上、字西ノ野、字切通、字釜場、字門前裏、字三国、字牛子淵、字石橋、字本宿、字山王、字山王前、字山王南地内
- 3 縦覧の場所
県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

山形県告示第365号

次の開発行為は、完了した。

令和元年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成30年5月16日 指令置総建第18号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西置賜郡飯豊町大字椿字裏山2775番3、2775番6、2775番7、2800番1、2800番2、2800番3、2800番4、2800番5、2800番6、2800番20の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
西置賜郡飯豊町大字椿2888番地 飯豊町長 後藤 幸平